

京都市訓令甲第 37 号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

本則表以外の部分中「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則」を「京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則」に、「表の」を「表に掲げる」に改める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)